

ソフトウェア利用規約

本利用規約（以下「本規約」という。）は、株式会社システムネットワーク（以下「弊社」という。）が提供する日本語版Neuropsychiatric Inventory（以下「NPI」という。）のマニュアル（手引き）、検査内容及びその他NPIに関する情報を搭載したアプリケーションソフトウェア（以下「本アプリ」という。）の利用条件を定めるものである。

本アプリをダウンロードし利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、本規約をスクロールダウンしながら、最後までその内容を確認するものとする。利用者が本規約の内容に同意する場合、利用者は、本規約末尾の「同意」ボタンをクリックし、それをもって、利用者は、弊社に対し、本規約に基づく本アプリの利用契約を締結する旨申し込む。

（使用許諾）

第1条 弊社は、利用者に対して、本規約の内容に従うことを条件に、日本国内において本アプリを用いてNPI検査を実施する譲渡不能かつ非独占的な使用权（以下「本使用权」という。）を許諾する。

（本使用权の内容）

第2条 利用者は、指定場所において、弊社が書面により許可したコンピューター台数に限り、本アプリをダウンロードし、第5条の対価に定める回数制限のもと使用することができる。

- 2 利用者は、ダウンロードした本アプリをネットワークサーバーにインストールし、利用者の組織内のユーザーに、他のコンピューター、デバイス又はその他の機器から当該ネットワークサーバーにアクセスして使用させてはならない。
- 3 利用者は、いかなる理由によっても本アプリを複製してはならない。
- 4 利用者は、本使用权をサブライセンスし、譲渡し、担保提供し又は契約上の地位移転等してはならない。

（本アプリの権利関係等）

第3条 利用者は、弊社との本アプリ利用許諾契約に基づき本使用权のみを取得し、本アプリ及びNPIに関するその他一切の権利（所有権並びに著作権及びその他一切の知的財産権を含むがこれに限られない。）は、全て弊社及び当該権利を有する第三者に帰属する。本契約に基づく弊社の利用者に対する本アプリの使用許諾は、これらの権利が利用者に移転することを何ら意味しない。

- 2 利用者は、いかなる理由によっても、弊社及び正当な権限を有する第三者の知的財産権を侵害するおそれのある行為（本アプリの逆アセンブル、その他のリバースエンジニアリングを含むがこれに限られない。）をしてはならない。

(契約の成立)

第4条 利用者が弊社指定の方法に従い本利用規約に同意のうえ、弊社に対し本アプリの利用許諾に関する契約の申込をした場合、弊社は、利用者に対し、当該利用者からの契約申込を承諾するか否か決する。利用者と弊社との間の本規約内容を契約内容とする本アプリ利用許諾契約（以下「本契約」という。）は、弊社から利用者に対し、当該利用者からの契約申込に承諾する内容の電子メールを送信した時点をもって成立する。

2 弊社は、医療機関、製薬会社、その他弊社が相当と認める第三者からの契約申込のみに承諾する。弊社は、利用者が本規約に同意したからといって、利用者からの契約申込に承諾する義務を負うものではない。

3 本契約期間中に利用者が本アプリを利用して得られた一切の情報を企業主導治験、企業主導臨床研究またはその他一切の治験・研究で使用する場合、利用者は、別途NPIの著作権者に対し、使用許可を得なければならない。当該企業主導治験及び企業主導臨床研究における本アプリ及びそれを通じて得られた一切の情報の利用は、すべからく利用者の責任において実施するものとし、弊社及び株式会社マイクロンはいかなる責任も負うものではない。

(対価の支払)

第5条 利用者は、弊社に対して、以下の各号に定める各本使用権の対価として、当該各号に定める金員を支払う。但し、以下の2号に定めるNPI検査を実施する権利10回分は、1号の対価を支払い本アプリのダウンロード及びNPI検査を実施する権利50回分の使用権を取得した者のみ契約申込することができる。

①本アプリのダウンロード及び本アプリを用いてNPIの検査を実施する権利50回分：金1万円（消費税別）

②追加して本アプリを用いてNPIの検査を実施する権利10回分：金2000円（消費税別）

2 前項に定める本アプリを用いたNPIの検査を実施する権利1回分は、本アプリ上でNPI検査を実施し、当該検査結果をコンピューター画面上に表示させた時点をもって費消されたものとみなす。

3 利用者は、本条第1項に定める対価を、弊社の指定する方法により本アプリ使用の契約申込を行った日の翌日から5日以内に、弊社の指定する金融機関口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は利用者の負担とする。

4 弊社は、将来、本条第1項に定める対価を変更することがあり、利用者はそれに予め承諾する。

5 利用者は、弊社に対して、本規約に定めるもののほか、事由のいかんを問わず既に弊社に支払った本条第1項に定める対価の返還を求めることはできない。

(ライセンスキーの発行)

第6条 弊社は、前条に定める対価が利用者から弊社指定の口座に振り込まれたことを確認し次第、利用者に対し、本アプリを使用するために必要となるライセンスキーを発行する。

- 2 利用者は、前項に基づき弊社から発行を受けたライセンスキーを、利用者以外の第三者に利用させてはならない。
- 3 弊社は、本条第1項に基づき発行したライセンスキーが第三者に使用されたことによって利用者が被った損害について、一切その責任を負わない。

(弊社の保証及び責任)

第7条 本アプリは、利用者が本規約に同意した時点において弊社が保有している状態で提供するものであり、弊社は、利用者が予定している本アプリの利用目的への適合性、有用性等についていかなる保証もしない。

- 2 弊社は、利用者が本アプリを利用して得られたNPI検査結果等について何ら責任を負わず、当該検査結果等については、利用者の責任と判断において利用するものとする。
- 3 弊社は、本アプリに不具合等が見つかり修正する必要がある場合、可能な限り本アプリを修正し、その修正版を利用者に提供しよう努めるが、本アプリに何らの不具合等が存在しないこと及び仮に不具合等が存在した場合にその不具合等を修正することにつき、何ら保証するものではない。
- 4 弊社は、本アプリの利用により発生した利用者の一切の損害について、何ら責任を負わない。

(本アプリの利用中止等)

第8条 弊社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、利用者に事前に通知することなく、本アプリの利用を中止又は終了させることがある。

- ①利用者が、本規約の一つにでも違反した場合。
 - ②本アプリにかかるシステムの保守を定期的又は緊急的に行う必要がある場合。
 - ③地震、火災若しくは津波等の天災又はその他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあり、本アプリを提供・利用することができないと弊社が判断する場合。
 - ④本契約締結後、弊社がNPIの著作権者またはその者から使用許諾を得ている第三者から、NPIの使用に関する(再)使用許諾を得られなくなった場合。
 - ⑤その他、本アプリの運用上又は技術上、本アプリの提供・利用を一時的に中断することが必要と弊社が判断する場合。
- 2 弊社は、前項に基づき本アプリが利用中止又は終了したことにより利用者に損害が生じたとしても、その責任を負わない。但し、当該本アプリの利用中止又は終了が弊社の故意または重大な過失に基づく場合、弊社は、利用者に対し、利用者がすでに支払った第5条の対価から、利用者がそれまでに利用したNPI検査の実施対価分と必要な手数料を控除した金額を返還する。この場合、弊社は、利用者に対し、当該金額の返還をすれば足り、それ以上の損害賠償義務等を負わない。

(秘密保持)

第9条 利用者は、本契約に基づき弊社から開示された本アプリに関する一切の情報(技術上の情報を含むが、これに限られない。以下「秘密情報」という。)についての秘密を

保持する。利用者は、秘密情報を本契約に基づく本アプリの利用のみに使用し、その他の目的に利用しない。

2 前項にかかわらず、利用者が以下の各号のいずれかに該当する情報であることを証明した場合、利用者は、当該情報については秘密保持義務を負わない。

- ①提供又は開示を受けた時点で、既に自己が保有していた情報
- ②提供又は開示を受けた時点で、既に公知となっている情報
- ③提供又は開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
- ④正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得した情報

3 本条は、本契約終了後も効力を有する。

(利用情報等)

第10条 利用者は、本アプリの利用開始に伴い、利用者の氏名（法人名及び担当者名。以下同様。）、住所（本店・支店・営業所全て含む。以下同様。）、利用者の連絡先（メールアドレスや電話番号等全て。以下同様）、利用者の本アプリ利用頻度、NPI検査実施結果、その他本アプリの利用に伴い発生する一切の情報を弊社が確認することに予め同意する。

2 弊社は、前項の情報を、本条第3項に定める場合を除いて、本アプリの機能改善及び不具合等の修正の目的のためだけに使用するものとする。

3 利用者は、弊社が、本条第1項の情報のうち利用者の氏名、住所及び連絡先を、株式会社マイクロン（本社：東京都中央区日本橋一丁目5番3号日本橋西川ビル（平成29年9月時点）。以下「マイクロン社」という。）に提供すること及びマイクロン社から利用者に対し、マイクロン社がその業務として提供しているCRO業務の宣伝広告を目的とした連絡を取ることに予め同意する。

(利用者による協力)

第11条 本アプリの使用に関し、利用者に対して第三者から当該第三者の知的財産権又はその他の権利を侵害している旨の申立てがなされた場合、利用者は、弊社に対し、速やかに当該申立ての事実及び内容を通知する。利用者は、弊社から当該申立てに関する事案を解決するために一定の要望があった場合には、それに協力する。

(解除)

第12条 弊社又は利用者は、相手方当事者が以下の各号に定める事由の一が生じた場合には、何らの催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。

- ①本規約の一つにでも違反したとき。
- ②利用者が弊社に対し行った契約申込内容に虚偽の情報が含まれていたとき。
- ②手形若しくは小切手の不渡りが生じたとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は支払停止の状態に陥ったとき。
- ③第三者より強制執行を受けたとき、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- ④破産手続、特別清算、民事再生手続又は会社更生手続開始の申立てがあったとき。
- ⑤その他財務状態が著しく悪化し、又は悪化のおそれがあるとき。

⑥その他信頼関係を失墜させる事由が生じたとき。

2 弊社又は利用者が前項に該当した場合、当該当事者の全ての債務につき当然に期限の利益を喪失するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第13条 弊社は、利用者が次の各号の一に該当する場合に、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。

①利用者が、現在または将来にわたって、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロその他これらに準ずる（以下「反社会的勢力」という）に属すること。

②利用者が、現在または将来にわたって、反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という）と次のいずれかに該当する関係を有すること。

ア 反社会的勢力等が、その経営を支配、もしくは実質的に支配している関係

イ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係

③利用者が、弊社に対して、自らまたは第三者を利用して次のいずれかの行為を行うこと。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ 風説を流布して、偽計または威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害する行為

オ その他、上記ア乃至エに準ずる行為

2 弊社が前項の規定により本契約を解除した場合で、それにより弊社に損害が生じた場合には、弊社は、利用者に対し、その損害を賠償することができる。

(契約終了後の遵守事項)

第14条 本契約終了後に利用者が本契約期間中に本アプリを利用して得られた一切の情報を企業主導治験、企業主導臨床研究またはその他一切の治験・研究で使用する場合、利用者は、別途NPIの著作権者に対し、使用許可を得なければならない。当該企業主導治験及び企業主導臨床研究における本アプリ及びそれを通じて得られた一切の情報の利用は、すべからく利用者の責任において実施するものとし、弊社及び株式会社マイクロンはいかなる責任も負うものではない。

(本規約の変更)

第15条 弊社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、弊社の判断により、本規約の内容を変更することができる。

①変更が相手方の一般の利益に適合する場合

②変更が契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、及びその他の変更に係る事情に照らして合理的な場合

- 2 弊社は、前項に基づき本規約を変更する場合、変更後の規約の効力発生日を定め、かつ、利用者に対し、当該効力発生日が到来するまでに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生日を周知する。
- 3 本条に基づき本規約が変更された場合、変更後の規約は、変更の効力発生日の到来する前に締結していた利用契約についても適用されるものとする。
- 4 本規約の変更の効力発生日以降に利用者が本アプリを利用した場合、利用者は、本規約の変更に同意したものとみなす。

(専属的合意管轄)

第16条 弊社と利用者との間に紛争が発生した場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第17条 本契約は、日本法を準拠法とし、それによって解釈されるものとする。